

「用語の定義」のピックアップ問題



コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19014	用語の定義	建築物	食堂用の鉄道車両を土地に定着させて、レストランとして使用する場合は、「建築物」に該当する。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、①屋根+柱 又は、②屋根+壁のどちらかでできていて、かつ、土地に定着している建物は基準法上の建築物である。」とわかる。そのため、鉄道車両を土地に定着させて使用した場合は、基準法上の建築物として扱われる。問題文は正しい。	○
07013	用語の定義	建築物	土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、「土地に定着している工作物のうち、「観覧のための工作物」は、基準法上の建築物である。」とわかる。(この問題は、コード「24013」の類似問題です。)	×
30011	用語の定義	建築物	高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。	「法2条第一号」に「建築物」について載っており、「高架の工作物内に設ける店舗は基準法上の建築物に含まれる。」とわかる。	○
28014	用語の定義	特殊建築物	延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。	特殊建築物(通称:特建)については「法2条第二号」に載っており、条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある。ゆえに、「特建かどうか？」を判定する場合は規模ではなく、用途によって決まる。その用途については、基準法の最後にある「別表1(イ)欄」で判断できる。ここをチェックして、載っていない場合は「特建」に該当しない。問題文の「警察署」は「別表1(イ)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない。	×
22011	用語の定義	特殊建築物	地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。	「地域活動支援センター」は「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その「一号」の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「地域活動支援センター」はその中に含まれているため「特建」に該当するとわかる。	○
03012	用語の定義	特殊建築物	幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。	「幼保連携型認定こども園」は「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その「一号」の「(二)項用途に類するもの」に「児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む)」とあるため「特建」に該当するとわかる。	○
06011	用語の定義	建築設備	建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」に該当する。	「法2条第三号」に「建築設備」について載っており、「建築設備には消火用の貯水槽を含む」とわかる。(この問題は、コード「22012」「28013」の類似問題です。)	○
25013	エレベーター等	エレベーター	建築物に設ける、物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、「建築設備」に該当しない。	「令129条の3」に「昇降機」について載っており、その「三号」より、「物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のものは、小荷物専用昇降機である。」とわかる。また、「法2条第三号」より、「昇降機で、建築物に設けるものは、建築設備である。」とわかる。よって誤り。	×
03014	用語の定義	防火設備	火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。	「法2条第三号」より、「建築設備とは、空調設備や消火設備、昇降機等をいう。」とわかるが、「防火戸(防火設備)」は含まれていない。よって誤り。	×

「鉄道系は除外」と
におわせているだけ。

A

①屋根+柱、屋根+壁
②+門、塀
③観覧のための工作物

B

事務所と同じ
消防署と同じで該当しないだろう。

法令集に
照らし合わせ
てみる。
→
時間90分

法2条第二号...別表1...→類似特建...
令115条の3...児童福祉施設等...
令19条に定義

令19条で...除く...
特建かどうか...令115条の3
そこで居室や床の広さの規定で保育所と同様の扱いにするため。

答では、「消火...の設備」
完全一致と理解すると読み取れない。

出題者が問いている事。

令129条の3を311としてみる(時間がかかると分る)

どこで
時間短縮可能か?

☆. おぐりいちゃダメ、とか、引かないのが偉いという

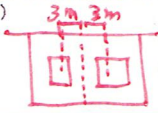
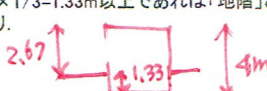
帯ではなく、「エレベーター」に解答する

「エレベーター」が正解で「エレベーター」に解答する

「エレベーター」は、1/2

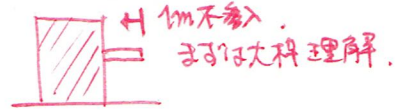
の適切な判断が重要。

「用語の定義」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
05013	用語の定義	構造耐力上主要な部分	建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。	「令1条第3号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており、「建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、構造耐力上主要な部分に該当する。」とわかる。(この問題は、コード「02014」の類似問題です。)	○
20014	用語の定義	主要構造部	建築物の自重等を支える基礎ぐいは、「主要構造部」である。	「令1条第3号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており、「基礎ぐいで建物の自重を支えるものは構造上主要な部分に該当する。」とあるが、「法2条第5号」に「主要構造部」について載っており、その中に「基礎ぐい」は含まれていない。よって、「建築物の自重等を支える基礎ぐい」は「主要構造部」ではない。問題文は誤り。 <i>条文中「基礎ぐい」は「構造耐力上」ではない。 火災に関する部分(条文中書いていない)常識として)</i>	×
19015	用語の定義	建築	建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」である。	「法2条第十三号」に「建築」について載っており、「建築物の新築・増築・改築・移転をいう。」とわかる。ゆえに、建築物の屋根の2/3を取り替えることは、「建築」に該当しない。問題文は誤り。 <i>これは、間違。</i>	×
03214	用語の定義	大規模の修繕	木造、地上2階建ての一戸建て住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」について載っており、「1種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕という。」とわかる。また、「法2条第5号」の「主要構造部」をチェックすると、「土台」は主要構造部に含まれない。ゆえに、問題文の場合は「大規模の修繕」に該当しない。(この問題は、コード「23014」「01014」の類似問題です。) <i>問題文に書いてはいけど、出題者が聞いていない事。</i>	×
06013	工作物準用	工作物	高さ4mの記念塔の工事用の図面は、「設計図書」に含まれる。	「法2条第十二号」より、「法88条1項に規定する工作物に関する工事用の図面は、設計図書に含まれる。」とわかる。また、「法88条」に「申請義務が生じる工作物条件」について載っており、「工作物で政令指定するものについては、申請義務が生じる。」とわかる。その「政令指定」については「令138条」に規定されており、高さが4mを超える記念塔は、「三号」条件に該当するが、問題文は「4m」のため申請が必要な工作物に該当しない。 <i>2段階で確認。</i>	×
06014	用語の定義	延焼のおそれのある部分	同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び200㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。	「法2条第六号」に「延焼のおそれのある部分」について載っており、「同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内なら一つの建物とみなす)の相互間の中心線等から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある部分をいう。」とわかる。問題文の場合、延べ面積が500㎡を超えるため一つの建物とはみなされず、外壁間の距離が5m(中心線からの距離は2.5m)であるため、問題文にある二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有することになる。(この問題は、コード「18014」「26011」「29013」の類似問題です。) <i>↑ 1か所だけ問題文にチェックするかな?</i>  <i>500㎡超 400㎡と200㎡</i>	○
28051	用語の定義	地階	床が地盤面下であり天井の高さが3mである階で、地盤面から天井までの高さが2m以下のものは、地階である。	「令1条第二号」に、「地階」について載っており、「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という。」とわかる。問題文には「地盤面から天井までの高さが2m以下(床面から地盤面まで1m以上)」とあるため、「地階」として扱われる。  <i>断面に2mの寸法を指定して判断しない</i>	○
20011	用語の定義	地階	床が地盤面下であり天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。	「令1条第二号」に、「地階」について載っており、「床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という。」とわかる。この問題の場合、床面から地盤面までの高さが4m×1/3=1.33m以上であれば「地階」として扱われるため問題文は誤り。  <i>断面</i>	×
05011	用語の定義(令)	特定天井	脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井は、「強化天井」である。	「令39条3項」より、「特定天井とは、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして大臣が定める天井をいう。」とわかる。一方、「令112条4項第一号」より、「強化天井とは、天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止するものとして、大臣が定めたもの又は大臣の認定を受けたもの」とわかる。よって誤り。 <i>構造の話 防火区画の話</i>	×
04023	用語の定義	防煙壁	天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、「防煙壁」に該当する。	「令126条の2」より、「防煙壁とは、間仕切壁や、天井面から50cm以上垂れ下がった垂れ壁等で、不燃材料で造られているもの。」とわかる。(この問題は、コード「20013」「25012」「01012」の類似問題です。)	○

法規、令1条以外に。
用語の定義は多くある。
⇒加同へ範囲で暗記。

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題



コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03021	用語の定義(令)	建築面積	国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。	「令2条第二号」に「建築面積」について載っており、そこにただし書きで「国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は建築面積に算入しない。」とわかる。(この問題は、コード「28022」の類似問題です。)	○
20035	用語の定義(令)	容積率緩和	容積率を算定する場合、専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該敷地内のすべての建築物の各階の床面積の合計の和の1/5を限度として適用する。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「イ」及び「令2条3項第一号」に「通称:駐車場1/5緩和」が規定されている。これにより、「駐車場・駐輪場等の部分は全体の床面積(駐車場部分を含む)の1/5までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文は正しい。 ・延べ面積(建物の規模) ・容積率の算定の基礎とは延べ面積 (石碕申請)	○
05021	用語の定義(令)	容積率緩和	延べ面積1,000㎡の建築物における専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が20㎡の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く。)に算入しない。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「ロ」及び「令2条3項第二号」に「通称:備蓄倉庫1/50緩和」が規定されている。これにより、「備蓄倉庫を設ける部分は全体の床面積(当該部分を含む)の1/50までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文の場合「延べ面積1,000㎡」とあるため、その1/50(20㎡)までは算入しない。よって正しい。 →「令2条第四号」「令2条3項」引けは良い(暗記不要) ※法52条を理しな! 構成の暗記	○
28021	用語の定義(令)	容積率緩和	延べ面積1,000㎡の建築物の電気設備室に設置する自家発電設備の設置部分の床面積が20㎡の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており、その「ニ」及び「令2条3項第四号」に「通称:自家発電1/100緩和」が規定されている。これにより、「自家発電設備を設ける部分は全体の床面積(当該部分を含む)の1/100までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない。」とわかる。問題文の場合「延べ面積1,000㎡」とあるため、その1/100(10㎡)までは算入しないが、それを超えるため誤り。	×
02021	用語の定義(令)	容積率緩和	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以下であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。	「延べ面積の算定」に関して、「建築物の屋上部分の昇降機塔等の場合、その水平投影面積を延べ面積に算入しない。」といった緩和措置はない。建築物の建築面積の1/8以内の場合であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。(この問題は、コード「19034」「23021」「26022」の類似問題です。)	○
07022	用語の定義(令)	高さ	前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合、ポーチの高さの算定については、地盤面からの高さによる。	「令2条第六号」に「建築物の高さ」について載っており、「道路斜線による高さの算定の場合(法56条第一号)」、「道路斜線制限において、セットバック距離を求める際に緩和される部分の高さを求める場合(令130条の12)」、「容積率の算定の際に前面道路と壁面線との間の部分で、緩和をうける部分の高さを求める場合(令135条の19)」等の高さの算定においては、前面道路の路面の中心からの高さによる。問題文は「令130条の12第二号」の道路斜線の検討をする際のセットバック距離を算定する場合の特例についての記述であるため「前面道路の路面の中心からの高さ」となる。よって誤り。(この問題は、コード「22023」「01022」の類似問題です。)	×
03024	用語の定義(令)	高さ	避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で、それらが建築面積の1/8以下の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称:高さ1/8緩和)。ただし、この条文の最初に、「法33条(避雷設備)」、「法56条(北側斜線)等の場合を除く。」とある。ゆえに、問題文にある「避雷設備の設置」についての条文は「法33条」に該当するため、その場合、階段室等の高さは、その寸法に関わらず算入しなければならない。 その規定で塔屋の高さを求めるかどうかを判別する。	×
05022	用語の定義(令)	高さ	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区に関する都市計画において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で、それらが建築面積の1/8以下の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称:高さ1/8緩和)。ただし、この条文の最初に、「法58条(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区において定められている場合の高さ)を算定する場合を除く。」とある。ゆえに、問題文の場合、高さ1/8緩和は適用されないため建築物の高さに算入する。(この問題は、コード「18022」「25023」「01023」の類似問題です。)	○

路面の中心からの高さ



建物そのものの高さではない。

前段に除く3グループは入る

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19031	用語の定義(令)	高さ	道路高さ制限において、建築物の屋上部分に設ける高さ5mの高架水槽の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔等がある場合で、それらが建築面積の1/8以内の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称:高さ1/8緩和)。問題文にある「5mの高架水槽」については「その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するため、建築物の高さには算入しない。問題文は正しい。 → 条文に書いていない。(通称) → 主事の共通知識	○
07024	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8の倉庫を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。問題文の「屋上部分に倉庫を設けたもの」は階数に算入する。 → 23/17161 ハ号(・屋上バルコニー) → 階数 トマリスス(・地階バルコニー) → 倉庫、機械室	○
03023	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。ただし、問題文のように「塔屋の一部に休憩室を設けた場合」は階数に算入する。 → 居室	○
05024	用語の定義(令)	階数	建築物の地階(倉庫、機械室及びそれらに通ずる階段室からなるもの)で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。よって誤り。(この問題は、コード「19035」「26021」の類似問題です。) → これに通ずる階段 = その他これらに類する建築物の部分	×
27021	用語の定義	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限に関する規定において、建築物の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差3m以内のごとの平均の高さにおける水平面とする。	「令2条2項」より、「地階の検討(前項第二号)」、「建築物の高さ(前項第六号)」、「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは、高低差が3m以内の場合、建築物が周囲の地面と接する平均の高さを用い、高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内のごとの平均の高さにおける水平面をいう。」とわかる。 → 複数の地盤面が存在する場合	○
02022	高さ制限	地盤面	日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内のごとの平均の高さにおける水平面とする。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「別表4(イ)欄の対象区域内にある同表(ロ)欄に掲げる建築物は、日影の制限の対象となる。」とわかる。同表(ロ)欄の制限を受ける建物の「軒の高さ」の算定は、令2条1項第七号より、「地盤面」からの高さとなる。令2条2項より、「地盤面とは、高低差が3m以内の場合、建築物が周囲の地面と接する平均の高さを用い、高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内のごとの平均の高さにおける水平面をいう。」とわかる。この問題は、コード「27022」の類似問題です。	○
27023	高さ制限	平均地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を算定する場合の平均地盤面は、原則として、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。 日影図を描く測定面の元による地盤面 高低差が大きくては敷地17. 実際に地盤面のことを「平地G.L.」という事が多いから、混同しやすい。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「別表4(イ)欄に掲げる地域又は地方公共団体の条例で指定する区域(対象区域)内にある同表(ロ)欄に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間の4時間、同表(ハ)欄に掲げる「平均地盤面」からの高さの水平面に日影となる部分を生じさせることのないものとし、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲においては、同表(ニ)欄のうちに地方公共団体が条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。」とわかる。ここでいう「平均地盤面」とは「別表4の終わりにある注意書き」より「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とあり、「令2条2項」の「地盤面」と同じ言い回しの解説であることがわかる。しかしながら、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合に関しては、「別表4」でいうところの「平均地盤面」には記載されていない。要するに、建築物に対する「地盤面(令2条2項)」は、高低差により複数存在する場合があるが、日影による中高層の建築物の高さの制限を検討する際の「平均地盤面(別表4)」からの規定の水平面の高さは一定で、一つしか存在しないことになる。	○
27024	用語の定義(令)	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、避雷設備に関する規定において、建築物の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。	「令2条2項」より、「地階の検討(前項第二号)」、「建築物の高さ(前項第六号)」、「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは、高低差が3m以内の場合、建築物が周囲の地面と接する平均の高さを用い、高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内のごとの平均の高さにおける水平面をいう。」とわかる。	×

この言い回しが重要

「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
17184	高さ制限	日影	日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの場合においては、 <u>新築</u> することができる。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「対象区域内にあり制限を受ける建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面から所定の高さの水平面で敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に、地方公共団体が条例で指定する時間以上日影となる部分を生じさせないようにしなければならない。」とあり、その「ただし書き」より「行政庁が認めて審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を受けない。」とわかる。 <i>→ Q&A</i>	○
25021	容積率・延べ面積	地階住宅1/3緩和	容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。）の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の1/3を限度として適用する。	「法52条3項」に「地階にある住宅部分の容積率1/3緩和」について載っており、「算定用延べ面積（容積率の計算をする場合に対象となる延べ面積）には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、その建築物の住宅（又は老人ホーム等）の用途に供する部分の床面積の合計の1/3を限度として算入しないこと。」とわかる。（この問題は、コード「18025」「19133」「23131」の類似問題です。）	○
30021	容積率・延べ面積	共用通路緩和	容積率を算定する場合、建築物のエレベーターの昇降路の部分の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。	「法52条」に「容積率」について載っており、その「6項一号」「令135条の16」より、「エレベーターの昇降路の部分の床面積は、算定用延べ面積に算入しなくてよい。」とわかる。 <i>（用途にかかわらず、カンナリ敷、バリアフリー由来のカンナリ。（エスカレーター、小荷物…対象外）</i>	○
05203	容積率・延べ面積	共用通路緩和	老人ホームにおけるエレベーターの昇降路の部分又は共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積が、当該老人ホームの床面積の合計の1/3を超える場合においては、当該床面積の1/3を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。	「法52条6項一、二号」より、「エレベーターの昇降路の部分や、共同住宅・老人ホーム等における共用廊下や共用階段の床面積は、容積算定用延べ面積に算入しなくてよい。」とわかる。問題文には、「床面積の合計の1/3を超える場合に1/3を限度として」とあるが、緩和の限度に関する規定はない。（この問題は、コード「01192」の類似問題です。） <i>3項と6項の混同と理解がポイント。</i>	×
25163	容積率・延べ面積	特例	敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとすることができる。	「法52条」に「容積率」について載っており、その「14項」に「所定の建築物で、行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとすることができる。」とわかる。また、その建築物については、「二号」より、「敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物」とわかる。	○
29021	容積率・延べ面積	敷地不算入	容積率の算定に当たって、建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入する。	「法52条10項」より、「建築物の敷地内に都市計画において定められた計画道路がある場合において、行政庁が許可した建築物については、敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない。」とわかる。（この問題は、コード「17033」の類似問題です。） <i>→ 計画道路・幅員5m以上 → 幅員5m未満の計画道路 敷地 → 算入しない（敷地はかきこぎ） → 敷地面積の幅員が5m以上</i>	×
25162	法もくじ	特定街区	特定街区区内における建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下で、かつ、前面道路の幅員が12m未満である場合は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、住居系の用途地域にあっては4/10を、その他の用途地域にあっては6/10を乗じたもの以下でなければならない。	「法60条」より、「特定街区区内においては、建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。」とわかる。また、その「3項」より、「特定街区区内の建築物については、法52条（容積率）の規定は、適用しない。」とわかる。問題文には、「道路容積（法52条第2項）の規定を適用しなければならない」とあるため誤り。 <i>→ 上級者向けの文法。</i>	×

法60条の(四)にある?
皇国規定。
容積率の比?

条文の構成を理解しよう!

主要条文だけOK

- ・法令集で引いて調べたら、その前後の条・項・号も見ておく。
- ・解説書（申請MEMO等）で調べたら、なぜどう書かれているのかも見ておく。

1ページ目から読んでみる。